

# ごあいさつ

いちほら生活相談サポートセンターは「生活困窮者自立支援法」の施行に伴い、市原市から生活困窮者自立相談支援事業を受託し、相談窓口を運営しています。生活上の困難に直面した方に対し、地域の中で自立した生活が送れるよう、ひとりひとり寄り添った相談対応をします。お気軽にご相談ください。ひとりで悩まず一緒に解決策を考えていきましょう!



## どのような人が利用できますか？



市原市内在住で、生活費や借金、仕事、健康、対人関係など生活上のお困りごとのある方。生活保護を受給されている方は、対象となりませんので担当ケースワーカーにご相談ください。



## どのようなことをしてくれますか？



相談をお受けしてお困りの方ご本人やご家族全体の課題を明らかにし、他制度、他機関へのつなぎも含めて、自立に向けた計画を立て継続的に支援します。



## 相談したい場合はどうするの？



電話、FAX、Eメール、来所、訪問によりご相談をお受けします。まずはお電話をください。ご予約をお取りします。

電話番号：0436-37-3400

営業時間：午前8時30分から午後5時30分まで

(土日祝日、12月29日から翌年1月3日までを除きます。)



## 相談するのにお金はかかりますか？



無料です。



## 秘密は守られますか？



秘密は守られます。

### 自立相談支援事業



現在、悩んでいることや  
お困りの状況をお伝えください。

一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。

### 支援対象者

- 市原市内にお住まいで、生活の困窮により最低限度の生活を維持できなくなる恐れのある方
- 「お金が無くて生活が苦しい」「なかなか仕事に就けない」「対人関係がうまくいかない」「社会とのつながりが無く孤立した生活を送っている」など、生活上の困難に直面している方

### 住居確保給付金

離職者であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住居を喪失している方、又は喪失する恐れのある方を対象として住居費を支給するとともに、いちばら生活相談サポートセンターによる就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。  
※支給するにあたり、様々な要件があります。



### 子どもの学習支援

生活保護世帯や生活困窮状態にあるなど、支援を必要とする家庭に育つ中学生に対して学習支援等を行い、将来の進路選択の幅を広げ、自立した生活を送れるようにすることを目的としています。



ら生活相談サポートセンターでは、  
業を行っています。



## 家計相談支援事業

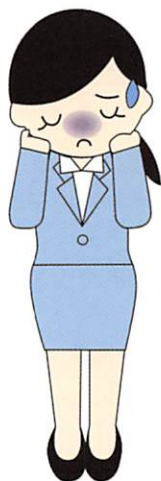
家計状況の課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように。状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、早期の生活再生を支援します。

### 支援対象者

- 債務を抱え、返済が困難になっている方
- 収入が少なかったり波が有ったりするが、生活保護の対象とならず、家計が厳しい状態の方
- 収入はあるが、家賃、水道光熱費、学校納付金、給食費、保育料などの滞納を抱えていたり、税金などを延滞している方
- 児童扶養手当や年金の支給など月単位の収入ではなく2～4ヵ月単位の収入があり、支出も月単位で変化があり、家計管理が難しい方

## 就労準備支援事業

「社会との関わりに不安がある」、「他人とのコミュニケーションがうまくとれない」など、直ちに就労が困難な方に、6ヶ月から1年の間プログラムにそって、一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。



### 支援対象者

- 決まった時間に起床・就寝できない
- 他者とのかわりに不安を抱えている
- 自信がない
- 働く意味が分からない、就職できないなど、ハローワークにおける職業紹介等によっては直ちに就労が困難な方であって、自立相談支援事業のプランに基づき就労準備支援を受けることが適当と判断され市長より支援決定された方